

X i サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
<p style="text-align: center;">第 1 章～第 14 章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則 (令和元年 10 月 29 日経企第 1885 号) (実施期日)</p> <p>1 この附則は、令和元年 11 月 1 日から実施します。 (料金等の支払いに関する経過措置)</p> <p>2 この附則実施前に、支払い又は支払わなければならなかった X i サービスの料金その他の債務については、なお従前のおとりとします。 (データ通信モードによる通信の料金等に係る特例)</p> <p>3 当社は、X i 契約者又は X i ユビキタス契約者 (この附則実施の日から令和元年 11 月 30 日までの間において、令和元年台風第 19 号に伴い災害救助法 (昭和 22 年法律第 118 号) が適用されたことを当社が確認した地域を住所若しくは居所又は請求書等の送付先とする者に限ります。) が、この約款に規定する X i パケ・ホーダイダブル、X i パケ・ホーダイライト、X i パケ・ホーダイ等、シングルバック等、ケータイバック、データ L バック等、らくらくバック若しくはデータ S バック等のうちいずれかを選択しているとき (シングルバック等、データ L バック等又はデータ S バック等に係る共有対象回線であるときを含みます。) 又は基本使用料の料金種別のうち、X i データプラン等、X i データプランフラット等、ギガホ等、ギガホ 2、ギガライト 2、ケータイプラン 2、データプラス 2、L T E ユビキタスプラン等、L T E トランシーバプランダブル若しくは I o T プラン H S を選択しているときは、この附則実施の日から令和元年 11 月 30 日までの間において、当該料金月における累計課金対象データ量にかかわらず、その X i 又は X i ユビキタスの契約者回線との間のデータ通信モードによる通信を 1M 通信モード若しくは 128k 通信モードによる通信とする取扱いを適用しません。</p> <p>4 前項の規定において、X i 契約者が、この約款に規定するベーシックバック、ベーシックシェアバック若しくはケータイバック又はギガライト若しくはギガライト 2 を選択しているときは、当該料金月に係る定額通信料及び基本使用料について、この附則実施の日時点における当該料金月の累計課金対象データ量に応じたデータ量ステップに係る定額通信料及び基本使用料を適用します。 (おしゃべり割 60 の適用)</p> <p>5 当社は、この附則実施の日から令和 2 年 3 月 31 日の間において、1 の X i において、経企第 406 号 (令和元年 5 月 21 日) に規定するはじめてスマホ割キャンペーン 2 の適用が開始された場合であって、その適用が開始された時点において料金表第 1 表第 3 (通信料) に規定する通信定額が選択されていることを当社が確認したとき (を含みます。) は、経企第 406 号 (令和元年 5 月 21 日) に規定するはじめてスマホ割キャンペーン 2 に係る適用開始日 (基本使用料の料金種別の変更又は X i 契約の締結と同時に はじめてスマホ割キャンペーン 2 の適用が開始される場合であって、その適用の開始と同時に適用開始日を含む料金月の翌料金月から通信定額を適用する申込みがあったときは、その通信定額の適用が開始される日とします。) を含む料金月から起算して 12 料金月の間に限り、その通信定額 (その X i における最初の選択であると当社が認めるもの) に限ります。) に係る定額通信料から 700 円を減額して適用します。</p> <p>6 前項に規定する減額適用 (以下この附則において「おしゃべり割 60」といいます。) を受けることができる X i 契約者は、次のいずれかに該当する者に限ります。 (1) 満 60 歳に達した者であって、その X i 契約者を指定して利用者登録 (第 74 条の 2 (利用者登録) に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。) を行っている者 (おしゃべり割 60 の適用を受けている他の X i において、その契約者を指定して利用者登録が行われている場合を除きます。) (2) 満 60 歳に達した者を利用者として X i 契約を締結している者であって、その利用者を指定して利用者登録を行っている者 (おしゃべり割 60 の適用を受けている他の X i において、その利用者を指定して利用者登録が行われている場合を除きます。)</p> <p>7 料金表第 1 表第 3 (通信料) の規定により、通信定額に係る定額通信料を日割するときは、第 3 項に規定する額を日割して適用します。この場合において、おしゃべり割 60 に係る減額が通信定額に係る定額通信料の額を上回る場合は、定額通信料の額</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章～第 14 章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表 (略)</p>

を上限として減額を適用します。

8 おしゃべり割 60 の適用を受けている X i について、次のいずれかに該当するときは、第 1 項の規定にかかわらず、おしゃべり割 60 の適用を廃止します。この場合において、おしゃべり割 60 の適用を廃止するときは、その廃止日を含む料金月までの通信定額に係る定額通信料を割引の対象とします。

(1) 通信定額の廃止があったとき。

(2) はじめてスマホ割キャンペーン 2 の適用の廃止があったとき。

(3) 第 4 項に規定する条件を満たさないことを当社が確認したとき。

F O M A サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
<p>第 1 章～第 14 章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表 (略)</p> <p>附 則 (令和元年 10 月 29 日経企第 1885 号) (実施期日)</p> <p>1 この附則は、令和元年 11 月 1 日から実施します。 (料金等の支払いに関する経過措置)</p> <p>2 この附則実施前に、支払い又は支払わなければならなかった F O M A サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p> <p>(パケット通信モードによる通信の料金等に係る特例)</p> <p>3 当社は、F O M A 契約者又は F O M A コピキタス契約者 (この附則実施の日から令和元年 11 月 30 日までの間において、令和元年台風第 19 号に伴い災害救助法 (昭和 22 年法律第 118 号) が適用されたことを当社が確認した地域を住所若しくは居所又は請求書等の送付先とする者に限ります。)が、この約款に規定するシングルパック等、ケータイパック、データ S パック等、データ L パック等、らくらくパック又はらくらくパケホーダイを選択しているとき (シングルパック等、データ L パック等又はデータ S パック等に係る共有対象回線であるときを含みます。)は、この附則実施の日から令和元年 11 月 30 日までの間において、当該料金月における累計課金対象パケット数にかかわらず、その F O M A 又は F O M A コピキタスの契約者回線との間のパケット通信モードによる通信を 128k 通信モードによる通信とする取扱いを適用しません。</p> <p>4 前項の規定において、F O M A 契約者が、この約款に規定するベーシックパック又はベーシックシェアパックを選択しているときは、当該料金月に係るベーシックパック又はベーシックシェアパックの定額通信料について、この附則実施の日時点における当該料金月の累計課金対象パケット数に応じたデータ量ステップに係る定額通信料を適用します。</p>	<p>第 1 章～第 14 章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表 (略)</p>